

出産・子育て応援給付金の制度創設について

新たに、こども・子育て世代への支援を拡充する国の交付金が創設されることに伴い、尼崎市では、妊産婦への経済的支援と相談支援の充実を目的とする「**出産・子育て応援給付金**」を創設し、令和5年1月から制度の運用を開始します。

尼崎市では、出産や子育てに必要な商品・サービスのニーズや支出先の多様化、また、迅速かつ円滑な事業化を図る観点から、クーポン（商品券）等ではなく、現金（口座振込）で支給します。

1. 給付対象者・給付額・スケジュール等

(1) 給付対象者

① 出産応援給付金（妊娠時の給付5万円）

令和4年4月以降に妊娠届を提出した（する）妊婦の方
 （ただし、令和4年4月～12月に出産した産婦の方は、妊娠の届出が令和4年4月以降でない場合であっても、給付対象者に含まれます。）

② 子育て応援給付金（出産後の給付5万円※） ※ 多胎児（双子）の場合は10万円

令和4年4月以降に出生した（する）乳児を養育する方

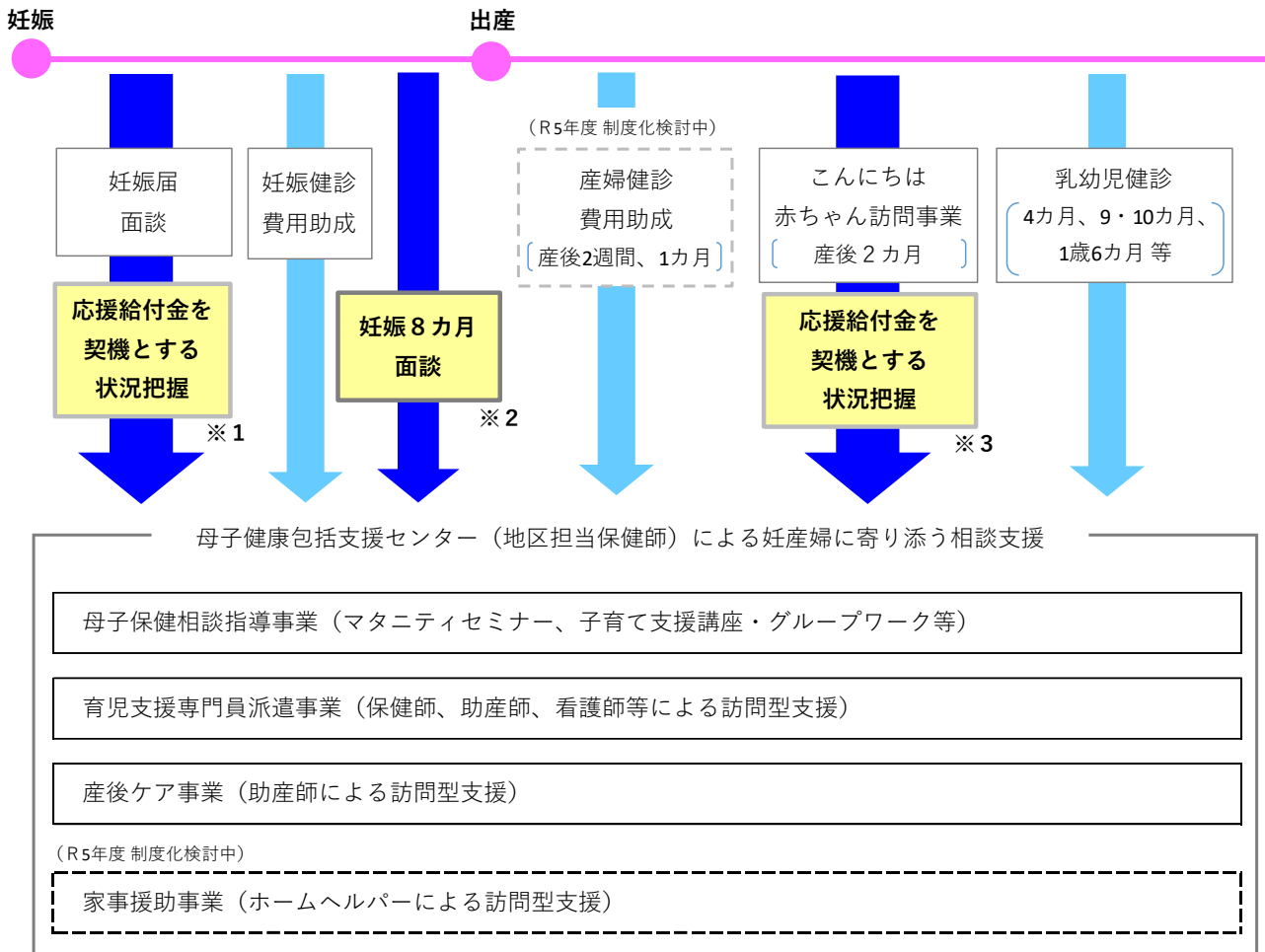
(2) 申請時期・申請書交付方法

給付を受けるために必要となる申請書を、妊娠届の提出日や出産日に応じて、次表のとおり給付対象者へ交付し、申請を受理します。

区分	妊娠届	出産	出産応援給付金 (5万円)	子育て応援給付金 (5万円)
1	/	令和4年4月～12月	令和5年2月頃に郵送で申請書を交付 (原則は一括で10万円を給付)	
2	令和4年4月～12月	令和5年1月～	令和5年2月頃に郵送で申請書を交付	出産から概ね2カ月後に自宅を訪問して申請書を交付
3	令和5年1月～	令和5年1月～	妊娠届の提出時の面談で申請書を交付	出産から概ね2カ月後に自宅を訪問して申請書を交付

2. 伴走型相談支援の充実について

今般の給付金の創設にあわせて、課題を抱える妊産婦世帯を必要な支援につなげるよう、母子健康包括支援センター（南北保健福祉センター）の伴走型相談支援の充実を図ります。



- ※1 妊娠届を受理する際に、応援給付金の申請手続を行う中で、妊婦を取り巻く状況をきめ細かく聴き取る面談とアンケート調査を実施しつつ、伴走型支援の今後の流れや利用できるサービス等を妊婦等と確認します。
- ※2 出産が間近となる妊娠8カ月の妊婦に対する面談と事前のアンケート調査を実施し、産前・産後の過ごし方や産後に必要な手続き、また、産後に利用できるサービス等を妊婦等と確認します。（令和5年度から開始予定）
- ※3 出生2か月後を目安に実施する「こんにちは赤ちゃん事業」の個別訪問の際に、応援給付金の申請手続を行う中で、産婦を取り巻く状況をきめ細かく聴き取る面談とアンケート調査を実施しつつ、保育所の入園手続や産後ケア等の利用できるサービスを産婦等と確認します。

(参考資料)

市民向け制度周知用ちらし

以上



1. 給付金の対象者

(1) 出産応援給付金（妊娠時の給付5万円）

- ・ **令和4年4月以降**に妊娠届を提出した（する）妊婦の方
（妊娠届の提出が令和4年4月以降でない場合であっても、令和4年4月～12月に出産した産婦の方は対象者に含まれます。）

(2) 子育て応援給付金（出産後の給付5万円※）※多胎児（双子）の場合は10万円

- ・ **令和4年4月以降**に出生した（する）**乳児を養育する方**（原則は乳児と同居する母または父）

（注）どちらの給付金も、対象者の所得制限はありません。

2. 申請時期・申請書交付方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です。

申請書は、妊娠届の提出日や出産日に応じて、次の表に記載する方法により対象者へ交付します。

妊娠届提出日	出産日 (乳児の生年月日)	出産応援給付金 (5万円)	子育て応援給付金 (5万円)
	令和4年4月～12月	令和5年2月頃に 申請書を郵送 します (原則は一括で10万円を給付します)	
令和4年4月～12月	令和5年1月以降 ※	令和5年2月頃に 申請書を郵送 します	出産からおおむね2か月後、 ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡し します
令和5年1月以降	令和5年1月以降 ※	妊娠届を提出いただく時に、 窓口での面談後に申請書をお渡し します	出産からおおむね2か月後、 ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡し します

※ 出産応援給付金（5万円）は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付を受け取れます。

3. 給付金の受け取り方法

申請時に指定された**銀行口座へ給付金を振り込み**ます。

（お問合せ先）**出産・子育て応援給付金**について

（お問合せ先）**妊娠・出産・育児に関する不安や困りごと**など

尼崎市 保健所 **健康増進課**

電話：06-6480-8361

FAX：06-4869-3049

○ JR神戸線より北部にお住まいの方
北部保健福祉センター **北部地域保健課**
電話：06-4950-0637 FAX：06-6428-5110

○ JR神戸線より南部にお住まいの方
南部保健福祉センター **南部地域保健課**
電話：06-6415-6342 FAX：06-6430-6850

出産・子育て応援給付金の詳しい情報は、尼崎市公式ホームページでもご確認いただけます。



尼崎市公式ホームページ
～出産・子育て応援給付金～

北部・南部地域保健課（母子健康包括支援センター）では1人ひとりの**妊娠・出産・育児に関する不安や困りごと**などの相談を随時受け付けています。

よくあるご質問

1. 妊娠届出後や出産後の転居について

○ 出産後に転入出した（する）場合、出産・子育て応援給付金はどうなりますか？

令和4年4～12月に出産した場合は、出産時の住所地ではなく、令和5年1月1日以降の申請日時点の住所地の市区町村で妊娠時と出産後の両方の給付を受け取れます。

令和5年1月以降に産し、転出元の市区町村の面談を受ける前に転入出する場合は、転出先で出産後の給付を受け取ることができます。面談後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市区町村のどちらか※で出産後の給付を受け取ることができます。（尼崎市ではおおむね出産2か月後に面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。）

○ 妊娠届出後に転入出した（する）場合、出産応援給付金はどうなりますか？

令和4年4～12月に妊娠届を提出した場合は、妊娠届提出時の住所地ではなく、令和5年1月1日以降の申請日時点の住所地の市区町村で妊娠時の給付を受け取れます。（妊娠届を他の市区町村で提出し、現在、尼崎市にお住まいの方は申請書が郵送されませんので、表面のお問合せ先へご連絡願います。）

令和5年1月以降に妊娠届を提出し、その後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市区町村のどちらか※で妊娠時の給付を受け取ることができます。（尼崎市では妊娠届の提出時にあわせて面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。）

※ 妊娠届の提出後、出産後のどちらの給付についても、**同一の理由による給付について、複数の市区町村から二重に受けることはできません。**また、尼崎市では、現金の給付を行いますが、クーポン等による給付を実施している市区町村もあります。

2. 申請書について

○ 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることはできますか？

令和4年4～12月に産、また、妊娠届を提出した場合は、申請書を郵送しますが、令和5年1月以降に産、また、妊娠届を提出する場合は、原則は面談にて申請書をお渡しします。（里帰り産等により、市の保健師等による面談を受けることが難しい場合は、お住まいの地域に応じて、表面の北部地域保健課、または、南部地域保健課へご相談ください。）

3. 給付金の受け取りについて

○ 申請する際に指定する銀行口座は、給付金の対象者の名義に限定されますか？

給付金の受け取り口座は、基本的には、給付金の対象者ご本人の銀行口座を指定いただくこととなりますが、銀行口座をお持ちでない場合は、同じ世帯に居住する親族の口座を指定することができます。（その場合は、委任欄の記入が必要です。）

○ 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

申請を受理してから、申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、1～2か月後に給付金が振り込まれます。口座振込が完了すれば、別途に振込が完了したことのお知らせを郵送します。